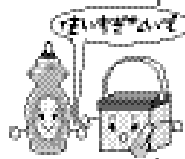


基本目標 安心して暮らせる住み心地のよい街

個別目標 1 澄んだ空気と水環境の保全

合成洗剤をできるだけ使用しないようにします。



2 生活環境の汚染の監視と防止  
野焼きや小型焼却炉の使用はしません。



ごみを燃やすとダイオキシン類が発生することもあります。ダイオキシンには強い毒性があります。  
【参考資料】環境省HP

基本目標 循環型社会を構築する街

個別目標 1 ごみの減量化、再利用、再生利用の推進

町内会などによる資源ごみ回収運動に協力します。



2 生活様式(ライフスタイル)の見直し  
買い物時はマイバッグを持参します。過剰包装を断ります。



3 クリーンなエネルギーの開発と利用の推進

基本目標 市民の環境意識が高い街

個別目標 1 環境教育・学習の推進

町内会や市民団体による環境教育・学習の実施に努めます。



2 環境情報の収集と提供  
環境に関する情報を環境保全活動に有効活用し、環境情報の収集と提供に協力します。

3 地球温暖化対策の自覚と実践  
自動車利用時は、環境への負荷を少なくする運転(エコドライブ)をするよう配慮します。



4 快適な冬の暮らしの創造  
冬の道路空間確保のため、道路への雪出しや路上駐車などにより、除排雪の妨げにならないよう努めます。

5 パートナーシップの形成  
地域における環境改善活動に参加します。

シャワーを1分間、出しっぱなししていると10リットルの水がムダになります。3人家族だと、30リットル(2リットルのペットボトル15本分)の水を使用していることとなります。

【参考資料】環境省チーム・マイナス6%HP

たとえば、10分間のアイドリングを止めると、約140ccのガソリンを節約することができます。1年間では、約58リットルのガソリンが節約できます。

【参考資料】(財)省エネルギーセンターHP

基本目標 豊かな自然と共生する街

個別目標 1 多様な自然環境の適切な保全と創造

雨水利用や節水に努めます。



2 人が自然とふれあう環境の創造  
野生動植物の生息場所である自然環境を大切にします。



3 環境保全型農業・漁業の推進  
地元で生産された有機栽培や減農薬栽培などの安全な農産物を積極的に購入します。



基本目標 潤いと安らぎを感じられる街

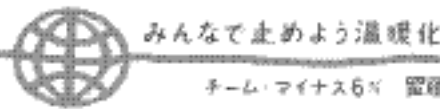
個別目標 1 緑豊かな街の創造

公園や街路の緑化に参加・協力します。

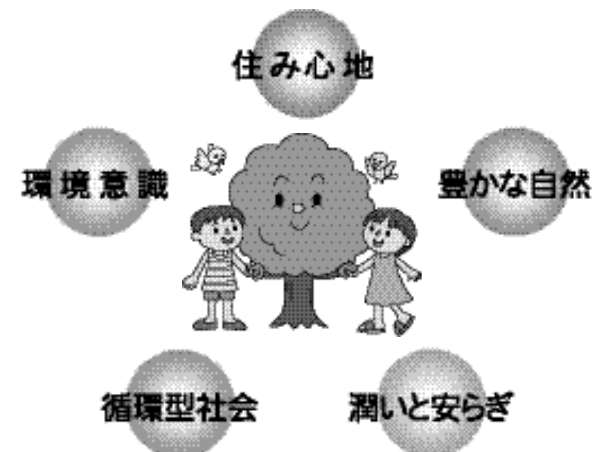


2 美しい街並みの形成  
空き地管理者は、空き地の適正管理に努めます。

3 歴史と文化の継承  
留萌の歴史と文化を学び大切にします。



チーム・マイナス6% 留萌市役所も参加しています!!



望ましい環境像

- 美しい故郷を  
未来の世代に引き継ぐために -  
環境意識の高い市民が集う  
快適環境都市「るもい」

『留萌市環境基本計画』

平成18年度～平成27年度

環境基本計画は、留萌市環境基本条例に定めた4つの「基本理念」の実現を目指すものです。

平成18年4月から留萌市環境基本計画に基づく取り組みが、スタートしています。



クリーンアップ日本海

私たちを取り巻く環境問題は、複雑化、多様化しており、その影響は地域にとどまらず、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模の環境にも深刻な影響を及ぼしています。  
留萌市では、これらの環境問題に対処するため、これからの10年間に市民、事業者、市などが環境保全のために何をすべきかの指針を示す「留萌市環境基本計画」を策定しました。  
今月号では、この計画の概要をご紹介します。市民の皆さんと一緒に環境問題について、考えてみたいと思います。

「留萌市環境基本条例」第3条(基本理念)  
1 健全で恵み豊かな環境の確保と将来の世代への継承  
2 各主体の公平な役割分担と相互に連携・協力  
3 人と自然の共生を基本とし、循環型社会の実現  
4 地球環境保全の積極的推進

この計画では、環境基本条例の理念に基づく望ましい環境像を構築するため、5つの「基本目標」と16の「個別目標」を定め、施策の方向を示しました。それぞれの施策には、行動目標のほか、行動例として、市の役割、市民の役割、事業者の役割が定められています。左のページでは「市民の役割」の一例を紹介しています。  
市では、今後、計画の内容を広く市民の皆さんや事業者の方々にお知らせし、皆さんと市が一体となった環境保全の取り組みに努めていきますので、ご理解、ご協力をお願いします。この計画に沿った市民、団体、事業者の活動などの情報がありましたら、毎年発行している冊子「留萌市の環境」に掲載いたします。

みんなできよう環境目標

項目	現状(平成16年度)	目標(平成27年度)
市役所の低公害車導入台数	0台	5台程度
汚水処理人口普及率	73.0%	概ね90.0%
森林面積	約25,000ha	約25,000ha
河川整備においての多自然型工法の導入	-	全ての河川整備で導入
市民1人当たりの都市公園面積	25.79㎡	31.00㎡
市民1人当たりのごみ排出量		
合計(家庭系+事業系)	985g	900g
家庭系	684g	600g
リサイクル率	67%	90%

「汚水処理人口普及率」とは、行政区域内人口に対する下水道処理区域内人口に浄化槽(単独浄化槽を除く)を使用している人口を含めた割合のことをいいます。

しますので、お知らせください。  
この計画では、数値による環境目標(左表)を設定しています。これらの数値の変化をチェックすることで、計画の進捗状況を把握することができます。

問合せ  
生活環境課環境保全係  
☎42・1806